

V 資料

4 科学館条例施行規則

○仙台市科学館条例施行規則

平成二年八月二九日

仙台市教育委員会規則第一八号

科学館規則(昭和四十三年仙台市教育委員会規則第五号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、仙台市科学館条例(平成二年仙台市条例第九号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間等)

第二条 科学館の開館時間は、午前九時から午後四時四十五分までとする。ただし、科学館に入館できる時間(以下「入館時間」という。)は、午前九時から午後四時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、同項に規定する開館時間又は入館時間を臨時に変更することができる。

(休館日)

第三条 科学館は、次の各号のいずれかに該当する日(以下「休館日」という。)は開館しない。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、休館日に開館し、又は休館日以外の日に開館しないことができる。

一 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる日を除く。)

二 休日の翌日(土曜日、日曜日、十月の第二月曜日の翌日又は休日に当たる日を除く。)

三 一月から十一月までの毎月第四木曜日(休日に当たる日を除く。)

四 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

(平一四、一二・平二七、三・改正)

(入館手続)

第四条 条例第四条第一項の許可を受けた者は、入館料の納入と引換えに入館券の交付を受けた上、展示室の入口においてこれを係員に提示しなければならない。

2 科学館を団体利用しようとする場合には、あらかじめ団体利用申込書を教育委員会に提出しなければならない。

(平九、九・改正)

(入館料等の返還)

第五条 条例第五条の規定により入館料又は使用料を納入した者が、天災その他自己の責めによらない事由により入館又は使用できないときは、入館料又は使用料の全額を返還する。

2 前項の規定により入館料又は使用料の返還を受けようとする者は、返還を受けようとする事由を記載した書面を教育委員会に提出しなければならない。

(平九、九・改正)

(入館料の減免)

第六条 入館料の減免を受けようとする者は、減免を受けようとする事由を記載した減免申込書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が減免申込書の提出を必要としない事由があると認める者については、この限りでない。

(平九、九・平一五、九・改正)

(遵守事項)

第七条 科学館においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 科学館の建物、附属設備及び展示資料その他の物件を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をしないこと

二 所定の場所以外の場所において、喫煙又は飲食をしないこと

三 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をしないこと

四 教育委員会の承認を得ないで、寄付金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行わないこと

五 教育委員会が許可した場所以外の場所において、広告物等を提示し、若しくは配布し、又は看板、立札等を設置しないこと

六 その他係員の指示に従うこと

(科学館協議会)

第八条 仙台市科学館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第九条 会長は、協議会の会議(以下「会議」と

いう。)を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会の庶務は、科学館において処理する。
(実施細目)

第十条 この規則の実施細目は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成二年九月二十七日から施行する。

附 則(平九, 九・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平一四, 一二・改正)

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平一五, 九・改正)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平二七, 三・改正)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。